

知りたい!

議会活動

常任委員会・特別委員会とは

全議員が出席する本会議とは別に、市の仕事に関する調査や請願などの審査を効率的・専門的に行うために少人数で話し合う場を委員会といいます。

市議会には、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会が設置されています。

ここでは、常任委員会と特別委員会について説明します。



常任委員会

市の仕事を部門で分けて、仕事の内容や市から提案された議案などの審査を行います。なお、条例で議員は少なくとも1つの常任委員になることが定められています。それぞれの担当部門は以下のとおりです。

総務消防委員会

市政の推進、総務、財務、
消防、選挙、監査など

市民都市委員会

人権、住民情報、
環境、都市整備など

福祉企業委員会

保健医療、福祉、子育て、
市営バス、水道など

文教にぎわい委員会

産業、観光、文化、
歴史、教育など

特別委員会

必要に応じて設置し、特定の案件について審査を行います。
現在設置されている特別委員会と案件は以下のとおりです。

市街地整備促進特別委員会

- ・ J R 高槻駅ホーム及び駅周辺整備
- ・ 富田地区のまちづくり

新名神・交通体系等対策特別委員会

- ・ 新名神高速道路の整備促進
- ・ 新名神高速道路等の沿道まちづくり
- ・ 環状幹線道路等の整備促進

史跡整備・活用等特別委員会

- ・ 安満遺跡公園等の整備
- ・ 歴史遺産を活用したまちづくり

地方分権推進特別委員会

- ・ 地方分権改革の推進に向けた取り組み
- ・ 広域行政推進に係る諸課題